

産業廃棄物処理委託契約書約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 1. 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 1. 甲、乙及び丙は、廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙は、マニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 1. 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 1. 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示が出来るものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることが出来るものとし、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 1. 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 1. 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。ただし、甲、乙又は丙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲、乙又は丙は、次の措置を講じなければならない。
(1) 乙又は丙の義務違反により甲が解除した場合
イ 乙又は丙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙又は丙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
ロ 乙又は丙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙又は丙はその旨を甲に通知しなければならない。その場合、甲は当該業者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙又は丙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙又は丙に対して償還を請求することができる。
(2) 甲の義務違反により乙又は丙が解除した場合
乙又は丙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙又は丙のもとにある未処理の当該産業廃棄物を、甲の費用をもって引取ることを要求する、もしくは乙又は丙より甲方に運搬の上、甲に対し当該運搬費用を請求することができる。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 1. 甲、乙及び丙は、自己または自己の代理若しくは媒介をする者が、現在、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
2. 甲、乙及び丙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず、この契約を解除することができる。
3. 甲、乙及び丙は、相手方がこの契約に関連して、第三者と下請け又は委託契約等(以下「関連契約」という。)を締結する場合において、関連契約の当事者又は関連契約の当事者の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは第1項のいずれかに該当することが判明したときは、相手方に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を講ずるよう求めることができる。
4. 甲、乙及び丙は、相手方に対して前項の措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかったときは、この契約を解除することができる。
5. 本条の規定により、甲、乙及び丙がこの契約を解除した場合には、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、第10条各項の規定によることとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

年 月 日

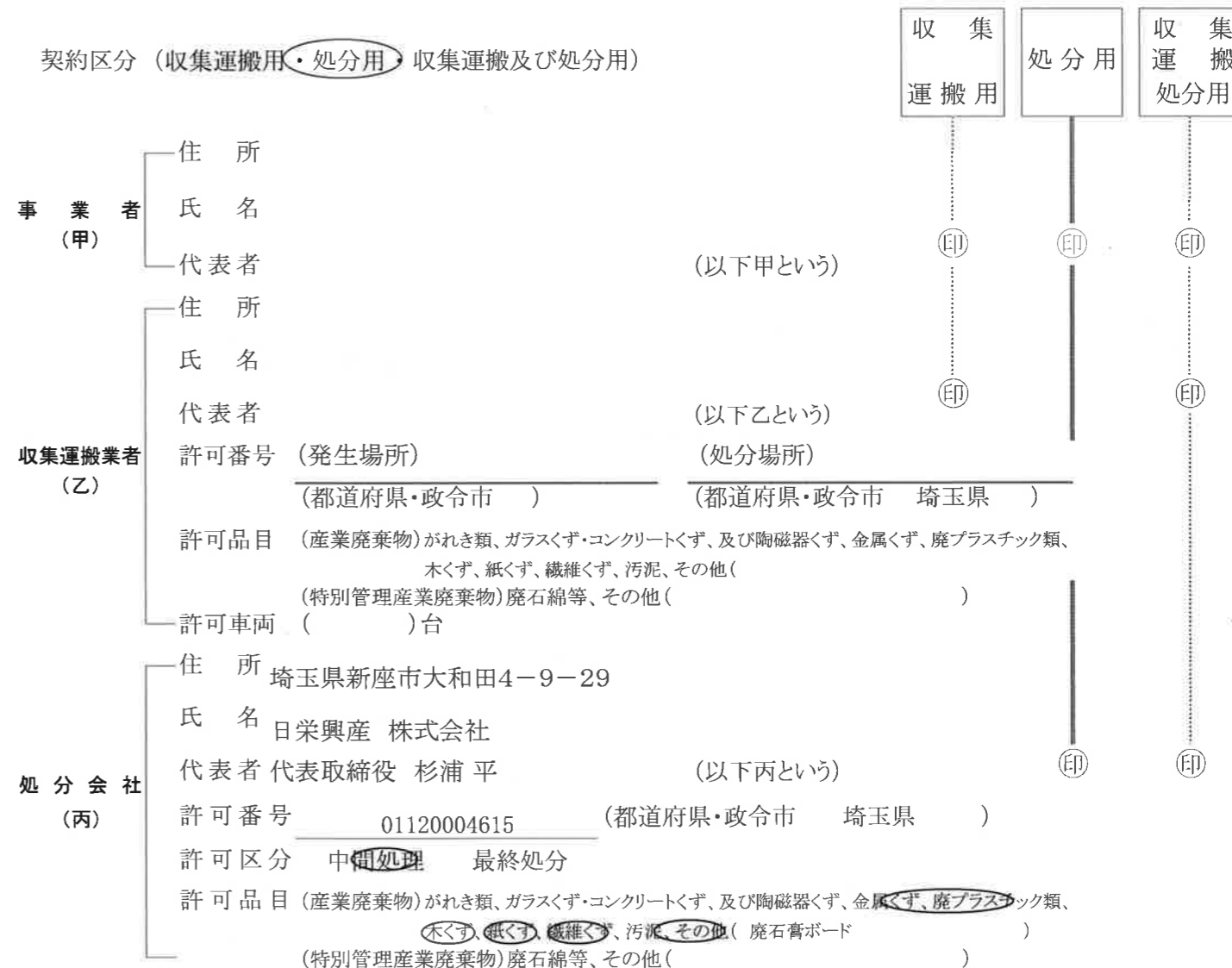
産業廃棄物処理委託契約書(更新型)



※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙もしくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約である。ただし「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬または処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、産業廃棄物処理委託契約書約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定めならびに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 1. 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、該当部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
2) 乙は、廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

[委託業務の内容]

- 1、排出場名 _____
- 2、所在地 _____
- 3、委託期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 ※期間満了の1ヶ月前までに、甲丙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとして、その後も同様とする。

4、積替・保管施設経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず、及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他()
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む)

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 _____

c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許可(許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許可(許・否)

5、廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	破碎・()	t, m ³ /日	
アスファルト・コンクリートがら	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	破碎・()	t, m ³ /日	
その他がれき類 ()	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	破碎・()	t, m ³ /日	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	破碎・埋立 ()	t, m ³ /日	
廃プラスチック類 (詳細は現場にて要相談)	円/(t, m ³)	25~35 円/kg	t, m ³	破碎・減容 ()	16.7 t/日	埼玉県狭山市大字上赤坂字尾花ヶ原643-4
金属くず	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	破碎・()	t, m ³ /日	
紙くず	円/(t, m ³)	25 円/kg	t, m ³	破碎・減容 ()	16.7 t/日	埼玉県狭山市大字上赤坂字尾花ヶ原643-4
木くず(竹・籐は不可) (詳細は現場にて要相談)	円/(t, m ³)	8.5~14 円/kg	t, m ³	破碎 ()	89.44 t/日	埼玉県狭山市大字上赤坂字尾花ヶ原643-4
繊維くず	円/(t, m ³)	量900円~1300円 25 円/kg	t, m ³	破碎・減容 ()	16.7 t/日	埼玉県狭山市大字上赤坂字尾花ヶ原643-4
廃石膏ボード	円/(t, m ³)	12,000 円/m ²	t, m ³	破碎 ()	4.91 t/日	埼玉県狭山市大字上赤坂字尾花ヶ原643-4
建設汚泥	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	脱水・埋立 ()	t, m ³ /日	
混合廃棄物	安定型品目のみ	円/(t, m ³)	円~/m ³	m ³	()	t, m ³ /日
管理型品目含む	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	()	t, m ³ /日	
その他	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	()	t, m ³ /日	
特管産廃	廃石綿等	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	溶解・埋立 ()	t, m ³ /日
		円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	破碎・()	t, m ³ /日
合計予定数量	(t, m ³)					
合計予定金額	収集運搬(a)×(c) 円	処分(b)×(c) 円	協議事項 ダンボールは丙より(株)高岡へ売却 金属くずは丙より(有)ヤマダ金属商店へ売却			
事前協議の要否	要・(否)					

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

[丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処理方法	処理能力
01120004615	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目	RPF(固形燃料)	木くずチップ	木くずチップ	
売却先等	王子製紙(株)	日本製紙(株)	北越コーポレーション(株)	
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考(利用方法等)
廃石膏ボード	01220058127	(株)ナコード	千葉県袖ヶ浦市南袖44番地	破碎及び圧縮	1200t/日	太平洋セメント(石膏製品)
廃石膏ボード	01220169608	(株)クヤマ・チヨダジブサム	千葉県袖ヶ浦市南袖10番地	破碎	300t/日	チヨダウーテ(株)(石膏ボード製品)
廃石膏ボード	00920175075	(株)友和環境第二工場	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3548-3	破碎・剥離	16t/日	メーカーに売却

III. 丙からの最終処分(委託)先 安:定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考(利用方法等)
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処理方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							

[収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)]

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

[輸入廃棄物の有・無]

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。(注:下記の①②のいずれかを選択すること)

- ① 輸入廃棄物: 無
- ② 輸入廃棄物: 有

1号分書(収集運搬用)				2号分書(処分用)			
1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円	1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円	100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円	200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円	300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円			500万円以下	2,000円		(平成27年9月現在)